

第130回 金融業務能力検定（2018年9月9日実施）

《模範解答》

・金融業務2級 融資コース

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、10月22日の予定です。

一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 100点満点で70点以上

(注) 記述式の解答例は一例であり、表現に相違があっても趣旨が適切であるもの、また、妥当性のあるものは可とします。

【第1問】 解答例（10点）

(1) ~ 後見、保佐、補助（順不同）

利益相反

成年後見監督人

特別代理人

(2) 成年後見人が成年被後見人の所有する不動産を、社会通念上、著しく廉価な金額で購入する取引のように、両者の利害が相反し、成年後見人が成年被後見人の利益を犠牲にして自己の利益を優先するおそれのある取引

【第2問】 解答例（10点）

(1) （ の場合）建物所有者のために法定地上権が成立するため、落札価格は、法定地上権の負担を見込んだ低廉な額となる。

（ の場合）法定地上権は成立しないため、落札価格は、法定地上権の負担を見込まない金額となる。

(2) 土地と地上建物に共同抵当権が設定されていた場合、当該建物が滅失し、新たに新築物が再築されたとしても、原則として新築物のために法定地上権は成立しないため。

【第3問】 解答例（10点）

- (1) 通知 承諾（順不同）
- (2) 確定日付ある証書による通知では、BはAに対して主張しえた事由をX金融機関にも主張できるが、確定日付ある証書による異議なき承諾では、BはAに対して主張しえた事由をX金融機関に主張することができない。よって、X金融機関は、Bの異議なき承諾によって対抗要件を具備することが望ましい。
- (3) 「確定日付」そのものの先後ではなく、「確定日付ある通知書が相手方に到達した時」「確定日付ある承諾書作成の時」「(仮)差押命令等が相手方に到達した時」の先後によって優劣が決定する。

【第4問】 解答例（10点）

- (1) 口．のれん
チ．包括
ホ．特定
- (2) ・譲受人が譲渡人の商号を継続使用する場合
・譲受人が譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨を広告した場合

【第5問】 解答例（10点）

- (1) ・信用補完の効果（資力を引当にしておく効果など）
・経営への規律付けの効果（経営を適切に行う効果、会社の運営についての責任感を強める効果、資金の運用を慎重にする効果、経営の行き過ぎをチェックする効果など）
- (2) 経営者保証に関するガイドライン
- (3)
- ×
 - ×
 - ×

【第6問】 解答例 (20点)

	×	誤っている(または不適切である)理由
(1)		
(2)	×	個人が保証人である場合は、極度額の定めがなければ無効となり、法人が保証人である場合は、極度額の定めがなくとも有効となる。
(3)	×	利息の定めは任意的記載事項であり、支払期日は必要的記載事項である。
(4)		
(5)	×	破綻懸念先に対する融資金のうち、担保不動産の処分によって回収することが見込まれる融資金は 分類となる。
(6)		
(7)		
(8)	×	催告の抗弁権ではなく、検索の抗弁権である。
(9)	×	実印の押印された契約書は、公正証書でなければ債務名義になりえない。
(10)	×	更生手続では、原則として担保権の実行による回収ができない。

【第7問】 解答例 (30点)

(1)

{ 限界利益率 }

(計算過程)

$$\text{限界利益率} = \{ 1 - (\text{変動費} \div \text{売上高}) \} \times 100 = (1 - 0.6) \times 100 = 40\%$$

答 40%

{ 損益分岐点売上高 }

(計算過程)

$$\text{損益分岐点売上高} = \text{固定費} \div \text{限界利益率} = 210 \text{ 百万円} \div 40.0\% = 525 \text{ 百万円}$$

答 525 百万円

(2)

(計算過程)

$$\text{当期純利益} = \text{必要キャッシュフロー} (44.5 \text{ 百万円}) - \text{減価償却費} (34 \text{ 百万円}) = 10.5 \text{ 百万円}$$

したがって、借入金を収益で返済するために必要な経常利益額は、

$$\text{必要経常利益額} = \text{当期純利益} (10.5 \text{ 百万円}) \div (1 - 30\%) = 15 \text{ 百万円} \text{ となる}$$

答 15 百万円

(3)

適当	
不適当	

(理由) 甲社の設備投資後の必要売上高は、必要売上高 = (210 百万円 + 21 百万円 + 15 百万円) \div 40% = 615 百万円であるため、Aの目標売上高である6億円では返済を賄うことができない。したがって、来期以降の目標売上高を6億円とすることは、不適当である。仮に、目標売上高を6億円とするならば、経費節減や設備投資の縮小などを検討する必要がある。